

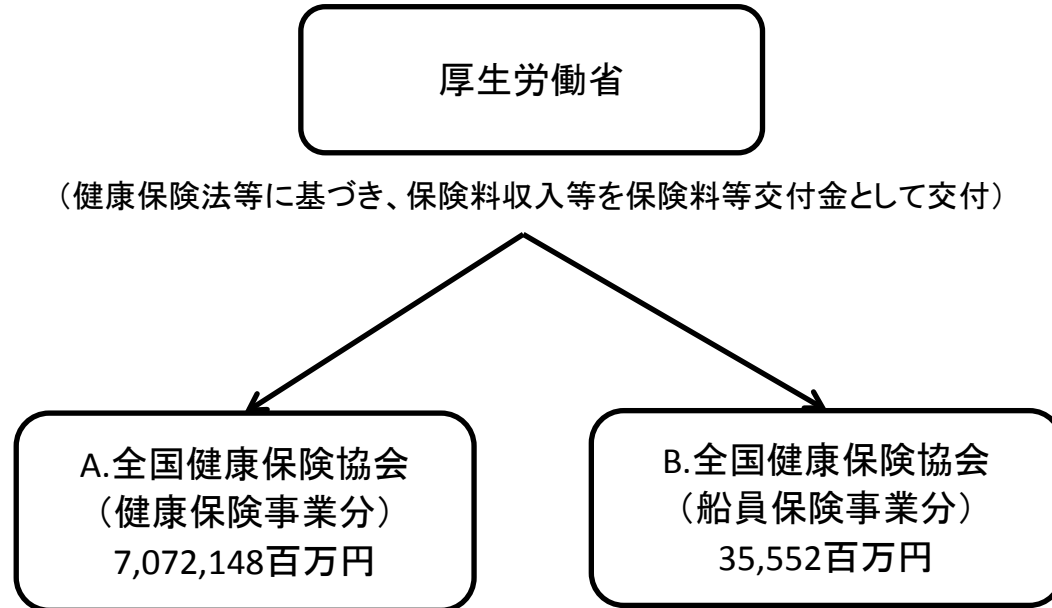
平成23年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	保険料等交付金に必要な経費		担当部局庁	保険局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成20年度～		担当課室	保険課全国健康保険協会管理室		後藤 利美		
会計区分	年金特別会計健康勘定		施策名	IV-2-1 全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	健康保険法第155条の2、 船員保険法115条		関係する計画、 通知等	平成23年度保険料等交付金交付要綱 (平成23年4月7日保発0407第8号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	全国健康保険協会において行われる健康保険事業及び船員保険事業の円滑な実施に必要な費用として、国において徴収した保険料等を全国健康保険協会に対し交付する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国において徴収した保険料等について遅滞なく交付できるよう、毎月定期的に全国健康保険協会へ保険料等交付金として交付する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
	予算の状況	当初予算	3,953,004	6,766,323	7,107,700	7,289,338	7,667,885	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	3,953,004	6,766,323	7,107,700	7,289,338	7,667,885	
		執行額	3,291,610	6,352,125	7,107,700			
	執行率(%)	83.3%	93.9%	100.0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (23年度)
	交付額は法の定めにより決定されるため、成果実績が影響するものではない。		成果実績	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	交付額は法の定めにより決定されるため、活動実績が影響するものではない。		活動実績 (当初見込み)	-	-	-	-	-
				-	-	( - )	( - )	
単位当たりコスト	-		算出根拠	-				
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由				
	保険料等交付金	7,289,338	7,667,885	国で収納した保険料収入等を全国健康保険協会へ交付するだけのものであるため、保険料率上昇等の影響で保険料額が上がれば、予算額も増える仕組みである。				
計	7,289,338	7,667,885						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	-	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	-	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>保険料等交付金は、交付すべき額が法令により規定されているため、交付先の全国健康保険協会の事業状況に関わらず、交付しなければならない。          なお、その法令の規定上、保険料収入が減少した場合、保険料等交付金の交付額もその分減少し、結果として不用額が発生することとなる。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>事業の必要性が認められるため、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべきである。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
-			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
-			

※平成22年度実績を記入

平成22年度実績



資金の流れ  
(資金の受け  
取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)

費目・使途 （「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の 金額が支出されている者について 記載する。費目と使途の双方で 実情が分かるように記載）	A.全国健康保険協会（健康保険勘定）			B.全国健康保険協会（船員保険勘定）		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	保険給付費	社会保険診療報酬支払基金等	7,072,148	保険給付費	社会保険診療報酬支払基金等	35,552
	前期高齢者納付金	協会が負担する前期高齢者納付金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して交付金交付対象の保険者へ交付		前期高齢者納付金	協会が負担する前期高齢者納付金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して交付金交付対象の保険者へ交付	
	後期高齢者支援金	協会が負担する後期高齢者医療費支援金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して後期高齢者医療広域連合へ交付		後期高齢者支援金	協会が負担する後期高齢者医療費支援金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して後期高齢者医療広域連合へ交付	
	老人保健拠出金	協会が負担する老人保健拠出金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して市町村へ交付		老人保健拠出金	協会が負担する老人保健拠出金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して市町村へ交付	
	退職者給付拠出金	協会が負担する退職者給付拠出金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して国民健康保険法に定める退職被保険者等所属市町村へ交付		退職者給付拠出金	協会が負担する退職者給付拠出金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して国民健康保険法に定める退職被保険者等所属市町村へ交付	
	病床転換支援金	協会が負担する病床転換支援金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して都道府県へ交付		病床転換支援金	協会が負担する病床転換支援金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して都道府県へ交付	
	介護納付金	協会が負担する介護納付金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して市町村へ交付		介護納付金	協会が負担する介護納付金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して市町村へ交付	
	業務経費	協会にて行う保険給付事務や保健事務等健康保険事業及び船員保険事業の執行に要する経費		業務経費	協会にて行う保険給付事務や保健事務等健康保険事業及び船員保険事業の執行に要する経費	
一般管理費	協会にて行う一般事務に充てる経費	一般管理費		協会にて行う一般事務に充てる経費		
貸付金	高額療養費貸付または出産貸付の申込者に対する貸付金交付	貸付金		高額療養費貸付または出産貸付の申込者に対する貸付金交付		
借入金償還金	協会が資金繰りのため借り入れた短期借入金の償還元本及び支払利子	予備費	保険給付費等の予見しがたい理由による不足を補うために計上			
雑支出	課誤納保険料の還付等上記に属さない支出に充てる経費	雑支出	課誤納保険料の還付等上記に属さない支出に充てる経費			
計		7,072,148	計		35,552	
C.			D.			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
計		0	計		0	
E.			F.			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
計		0	計		0	

支出先上位10者リスト

A.全国健康保険協会(健康保険勘定)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国健康保険協会(健康保険勘定)	全国健康保険協会管掌健康保険事業を行う	7,072,148	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.全国健康保険協会(船員保険勘定)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国健康保険協会(船員保険勘定)	船員保険事業を行う	35552	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					